

大口町告示第56号

道路認定、区域決定及び供用開始の取扱いについて、昭和29年道発第416号道路局長通達に基づき、町道の地番変更を次のとおり行う。

その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月22日

大口町長 鈴木 雅 博

路線番号	路 線 名	変更前	起 点	変更後	起 点
			終 点		終 点
1 5 6 7	町道	大御堂二丁目 8 番地先		大屋敷二丁目 8 番地先	
	大屋敷 6 7 号線	大御堂二丁目 2 2 番地先		大屋敷二丁目 2 2 番地先	

